

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらしという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療、福祉、まちづくり、地方自治、人権と非営利の研究活動、研修活動、出版活動などを行い、国民の命と健康、くらしと経済の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2 まちづくりの推進を図る活動
3 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
4 國際協力の活動
5 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 1項 この法人は、第3条の目的を達成するために、主たる事業として次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 医療、福祉、まちづくりなどの実態の調査事業
- ② 医療、福祉、まちづくりなどの理論、法制度、法人・団体管理の制度の研究事業
- ③ 上記の調査・研究成果などの研究論文・書籍・機関誌出版事業
- ④ 医療、福祉、まちづくりなどをテーマにした研修会および学習会への講師派遣事業
- ⑤ 医療、福祉、まちづくりなどの分野に人権、非営利を確立するためのホームページの運営等による普及啓発事業
- ⑥ 医療、福祉、まちづくりなどをテーマにしたセミナー等の企画・開催事業
- ⑦ 医療、福祉、まちづくりなどに関する調査・研究の受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の「社員」として扱うものとする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- ② 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 1項 会員の入会について、特に条件は定めない。
2項 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3項 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
4項 理事長は、前項に掲げる者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 個人たる会員が死亡し、若しくは失う宣告を受け、または会員たる団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人または他の会員の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為を行ったとき。

(提出金品の不返還)

第 12 条 会員による既納の入会金、会費、その他の提出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 1項 この法人に次の役員をおく。また役員の定数は次の通りとする。

- (1) 理事 10名以上、25名以内
- (2) 監事 1名以上、2名以内

2項 理事のうち、一名を理事長、二名以上五名以内を副理事長とし、専務理事一名を選任する。

(選任等)

第 14 条 1項 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

2項 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。

3項 役員のうちに、各々の役員の配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4項 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることが出来ない。

5項 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

(職務)

第 15 条 1項 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2項 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3項 専務理事は、この法人の日常の業務を統括する。

4項 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5項 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の監査
- (2) この法人の収支計算と財産の状況の監査
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は収支、財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 1項 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2項 挿欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3項 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうちその定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 1項 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2項 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 1項 役員のうち報酬を受ける者は、役員総数の三分の一を超えてはならない。

2項 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3項 第2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 1項 この法人に顧問を置くことができる。

2項 顧問の選任は理事会が行い、その任期は2年とするが再任を妨げない。

3項 顧問は理事長の相談役を務めるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 1項 この法人に、事務局員その他の職員を置く。

2項 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第23条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告並びに収支決算

(6) 役員の選任並びに解任、及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。第50条について同じ。）

その他新たな義務の負担、及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 1項 通常総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に行う。

2項 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 1項 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2項 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から一月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3項 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条** 総会の議長は理事長があたるが、その総会において、出席した正会員の中から選出することもできるものとする。
(定足数)
第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催できない。
(議決)
第29条 1項 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、その総会において別途の議決事項を決することができるものとする。
2項 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(表決権等)
第30条 1項 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2項 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3項 前項の規定により表決した正会員または表決を委任した正会員は、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4項 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。
(議事録)
第31条 1項 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合はその数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要、及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2項 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第六章 理事会

- (構成及び定足数)
第32条 理事会は、理事をもって構成し、選出理事の過半数以上の出席をもって開催する。
(権能)
第33条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)
第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)
第35条 1項 理事会は、理事長が招集する。
2項 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。
(議長)
第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたるが、その理事会において、出席した理事の中から選出することもできるものとする。
(議決)
第37条 1項 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、その理事会において別途の議決事項を決することができるものとする。
2項 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(表決権等)

- 第38条**
- 1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2項 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決権を行使することができる。
 - 3項 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第39条**
- 1項 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者がある場合はその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要、及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2項 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人一人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第41条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第42条** この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第43条** この法人の会計は特定非営利活動促進法第27条各号の規定に準拠し、次の会計の原則を遵守する。
- (1) 予算準備の原則
 - (2) 様式簿記の原則
 - (3) 真実性の原則
 - (4) 明瞭性の原則
 - (5) 繼続性の原則

(事業計画及び予算)

- 第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条**
- 1項 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
 - 2項 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条**
- 1項 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設定することができる。
 - 2項 予備費を使用するときは、理事会の議決を要する。

(予算の追加及び更正)

- 第47条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業活動報告及び決算)

第48条 1項 この法人の事業活動報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2項 決算上、剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すかまたは特定目的のための積立金として積み立てるものとする。ただし、積立金の取り崩しにあたっては、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日 に始まり、翌年3月31日に終了する。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担し、または権利の放棄をするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散、合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動推進法に定める軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を経なければならない。

(解散)

第52条 1項 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の不振
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2項 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の議決を経なければならない。

3項 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において四分の三以上の議決を経て選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

(定款施行の日)

第1条 本定款の施行日はこの法人の成立の日からとする。

(設立当初役員ならびに任期)

第2条 この法人の設立当初の役員は下記のとおりとし、任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人の成

立の日から2004年6月30日までとする。

(設立当初の事業年度)

第3条 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に関わらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

(設立当初事業計画と収支予算)

第4条 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の入会金と会費)

第5条 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定に関わらず、以下の通りとする。

(1) 入会金	団体正会員	10,000円
	個人正会員	1,000円
	賛助会員(個人・団体)	0円
(2) 年会費(1口)	団体正会員	100,000円(1口以上)
	個人正会員	5,000円(1口以上)
	団体賛助会員	50,000円(1口以上)
	個人賛助会員	3,000円(1口以上)

理事長 角瀬 保雄

副理事長 高柳 新

副理事長 坂根 利幸

専務理事 岩本 鉄矢

理事 宮本 太郎

理事 石塚 秀雄

理事 千葉 周伸

理事 舛田和比古

理事 千坂 和彦

監事 二上 護

監事 長瀬 文雄